

北上市告示甲第 56 号

北上市地方就職支援金交付要綱を次のように定め、令和 6 年 5 月 10 日から適用する。

令和 6 年 10 月 1 日

北上市長 八重樫 浩 文

北上市地方就職支援金交付要綱

(趣旨)

第 1 この告示は、北上市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、市内への移住及び定住の促進に資するため、東京圏の大学を卒業して、県内の企業に就職する者に対し、予算の範囲内において地方就職支援金を交付することについて、北上市補助金交付規則（平成 3 年北上市規則第 57 号）及び北上市補助金交付要綱（平成 3 年北上市告示第 16 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 22 条第 1 項の規定により、市に転入することをいう。
- (2) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。
- (3) 条件不利地域 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）の規定による指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。

(対象者)

第 3 地方就職支援金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 大学の卒業年度において、東京都内に本部がある学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する大学（大学院を除く。以下同じ。）の東京圏内（条件不利地域を除く。）のキャンパスに原則 4 年以上在学し、当該大学を卒業する見込みであること。
- (2) 大学の卒業年度において、東京圏内（条件不利地域を除く。）に継続して在住していること。
- (3) 勤務地が県内に所在する企業に就職することが内定していること。

- (4) 卒業後に前号の企業に就職し、移住する意思があること。
 - (5) 北上市暴力団排除条例（平成27年北上市条例第28号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。
 - (6) 日本人又は外国人であつて永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等若しくは定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有するもの。
 - (7) 市長が地方就職支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。
- （就職の要件）

第4 地方就職支援金の交付の対象となる就職は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 就職先が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第2項に定める風俗営業者又は同条第5項に定める性風俗関連特殊営業を営む者でないこと。
- (2) 就職先が、北上市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又はこれと関係を有する法人等でないこと。
- (3) 就職先が、国、地方公共団体、独立行政法人又は第三セクター（地方公共団体から補助金の交付を受けているものを除く。）でないこと。
- (4) 就職先が、対象者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等でないこと。
- (5) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就職する見込みであること。
- (6) 勤務先の候補地が県内に限られること。

（地方就職支援金の額）

第5 地方就職支援金の額は、採用選考面接試験に係る交通費（採用の内定を受けた企業から支給された交通費を除く。）の2分の1の額とする。ただし、15,200円を上限とし、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

2 地方就職支援金の交付は、同一の対象者につき1回とする。

3 交付の対象となる採用選考面接試験は、採用の内定を受けた企業において行われたものであつて、大学の卒業年度の6月1日以降に実施されたものとする。

（交付の申請）

第6 地方就職支援金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、北上市地方就職支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 内定証明書兼就職状況照会に関する同意書（様式第2号）
- (2) 誓約書（様式第3号）
- (3) 個人情報の取扱いに関する同意書（様式第4号）
- (4) 在学証明書
- (5) 交通費の領収書

- (6) 第3に規定する要件を満たしていることが分かる書類
(交付決定等)

第7 市長は、第6の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに北上市地方就職支援金交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、審査の結果、不相当と認められたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により地方就職支援金の交付決定を申請者に通知したときは、当該決定をした日に申請者から請求があったものとみなして、地方就職支援金を交付するものとする。

(報告及び立入調査)

第8 市長は、北上市地方就職支援金の適切な事業の実施に必要があると認めるときは、地方就職支援金の交付を決定した者（以下「交付決定者」という。）に対し報告及び立入調査を求めることができる。

(地方就職支援金の返還)

第9 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当したときは、地方就職支援金の全額（第6号にあっては、半額）の返還を求めるものとする。ただし、雇用企業の倒産等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 虚りその他不正の手段により、地方就職支援金の交付を受けたとき。
- (2) 申請日から1年以内に第4の要件を満たす就職をしなかったとき。
- (3) 申請日から1年以内に移住しなかったとき。ただし、申請日に既に北上市に住民票がある場合を除く。
- (4) 就職から1年以内に就職先を退職したとき。ただし、退職日から3月以内に第4の要件を満たす就職をする場合を除く。
- (5) 移住した日から3年未満に市から転出したとき。
- (6) 移住した日から3年以上5年以内に市から転出したとき。

(補則)

第10 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

様式第 1 号（第 6 関係）

年 月 日

北上市長 様

北上市地方就職支援金交付申請書兼請求書

地方就職支援金の交付を受けたいので、北上市地方就職支援金交付要綱第 6 の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

1 申請者欄

フリガナ		生年月日	
氏名		連絡先	
住所			
メールアドレス			
在学大学・学部			

2 就職活動訪問先

訪問先	企業名	
	所在地	
面接・試験日		
内定日		

3 移動経路（往復）

日付	交通機関の名称	出発地	到着地	費用
		(バス停名・駅名・空港名など)		

4 請求金額

(1) 交付金請求額 金 円

(2) 振込先口座

様式第2号（第6関係）

内定証明書兼就職状況照会に関する同意書

以下の者の採用を内定したことについて証明します。また、以下の者の就業状況について、市からの照会に応じることに同意します。

1 内定者情報

フリガナ	
氏名	
生年月日	

2 採用活動情報

面接試験日	
実施場所	会社住所と同じ ・ それ以外の場所
	(※それ以外の場所の場合、住所を記載してください)
内定日	
交通費支給額	円

3 就業条件等

入社予定日	
就業条件	
勤務地に関する特記事項	

年 月 日

所在地

事業者名

代表者名



電話番号

担当者

様式第 3 号（第 6 関係）

誓 約 書

北上市地方就職支援金交付要綱に基づく地方就職支援金の交付を申請するに当たり、次の条件を遵守することを誓約します。

- 1 申請日から 5 年以上継続して、北上市に居住する意思があること。
- 2 3 親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就職ではないこと。
- 3 北上市暴力団排除条例に規定する暴力団員でないこと。
- 4 北上市地方就職支援金の交付について、報告及び立入調査を北上市から求められた場合には、これに応じること。
- 5 以下の場合には、北上市地方就職支援金交付要綱第 9 に基づき、地方就職支援金の全額又は半額を返還すること。

(1) 全額の返還

- ア 虚偽の内容を申請したことが判明したとき。
- イ 申請日から 1 年以内に地方就職支援金の要件を満たす就職を行わなかったとき。
- ウ 申請日から 1 年以内に移住しなかったとき。ただし、申請時に既に北上市に住民票がある場合を除く。
- エ 就職から 1 年以内に就職先を退職したとき。ただし、退職日から 3 か月以内に地方就職支援金の要件を満たす就職をする場合を除く。
- オ 移住した日から 3 年未満に北上市から転出したとき。

(2) 半額の返還

移住した日から 3 年以上 5 年以内に北上市から転出したとき

年 月 日
申請者 住所
氏名

様式第4号（第6関係）

個人情報の取扱いに関する同意書

北上市地方就職支援金交付要綱に基づく地方就職支援金の交付を申請するに当たり、私は以下の取扱いについて同意します。

北上市は、北上市地方就職支援金の交付に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき適切に管理し、事業の実施のために利用します。

また、北上市においては、地方就職支援金の交付担当部署と住民票等担当部署間で当該個人情報を共有して利用します。

なお、北上市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村又は就職先企業に提供し、又は確認する場合があります。

年 月 日

申請者 氏名

住所

様式第 5 号（第 7 関係）

北上市指令 第 号

住所

氏名

北上市地方就職支援金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった地方就職支援金について、次のとおり決定しましたので、北上市地方就職支援金交付要綱第 7 の規定により、通知します。

年 月 日

北上市長



交付決定額 金 円